

第13回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年12月8日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	欠
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	出	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	欠
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時50分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	ただいまから第13回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第13回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第13回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、11番議席中村正治委員と、13番議席片岡節男委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第25号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第26号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第25号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年12月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして日程第3 報告第26号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年12月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものには農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、2筆、面積3,749m²であることを報告します。</p>
議長	
(日程第4)	議長

	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>日程第4 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年12月8日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、すべて中間管理事業分です。84件、169筆、総面積251,415.00m²となっています。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回はすべて、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特に無いようですが、議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当議案のみ [REDACTED] を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求める。</p>

		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、議案第69号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第69号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和5年12月8日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、6件、10筆、面積5,057m²です。</p> <p><51番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の畠です。現況は、荒畠です。</p> <p>譲受人である員弁町宇野の [REDACTED] が、吹田市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の3筆、299m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><52番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の田です。</p> <p>譲受人である大安町南金井の [REDACTED] が大安町梅戸の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆842m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><53番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の田です。</p> <p>譲受人である北勢町其原の [REDACTED] が、員弁町楚原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の3筆1,350m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><54番案件>の申請地は、北勢町畠毛地内の農用地の田です。</p> <p>譲受人である北勢町向平の [REDACTED] が同じく北勢町向平の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆1,992m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><55番案件>の申請地は、藤原町古田地内の畠です。</p> <p>譲受人である藤原町古田の [REDACTED] が同じく古田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆278m²を無償譲渡により譲り受ける申請です。</p> <p><56番案件>の申請地は、丹生川久下地内の畠です。</p>

	<p>譲受人である東員町の [REDACTED] が丹生川久下の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 296 m² を売買により譲り受けの申請です。</p> <p>以上 6 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第 6) (日程第 7)	<p>議長</p> <p>続きまして、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 6 議案第 70 号</p> <p>農地法第 5 条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 5 年 12 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、5 件、11 筆で 4,757 m² です。</p> <p><46 番案件>は、大安町石榑南地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。</p> <p>転用計画としては、四日市市の [REDACTED] が桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 4 筆、1,082 m² を取得し、太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。</p>

雨水排水は自然浸透です。

<47 番案件>は、藤原町西野尻地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、広島市の [REDACTED]

[REDACTED] が鈴鹿市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、846 m² を取得し、太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。

<48 番案件>は、藤原町上之山田地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、大阪市の [REDACTED] が藤原町上相場の [REDACTED] が所有する議案書に記載の3筆、952 m² を取得し、太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。

<49 番案件>は、48 番案件の隣の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都の [REDACTED]
が藤原町上相場の [REDACTED]、長尾の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、998 m² を取得し、太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。

<50 番案件>は、大安町石榑北山地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、福岡市の [REDACTED] が石榑北山の [REDACTED]
が所有する議案書に記載の1筆、879 m² を取得し、太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。

続きまして、日程第7 議案第71号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和5年12月8日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、4件、5筆で1,466m²です。

<13番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、使用借人である北勢町其原の[REDACTED]が、大安町石榑東の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、499m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、切り盛りなく整地のみで、周囲はコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設北側道路側溝へ放流します。

<14番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、1種農地です。集落接続により、転用は可能です。

現況は、宅地化しており、始末書も添付されております。

転用計画としては、使用借人である大安町石榑東の[REDACTED]が、同じく石榑東の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、363m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、切り盛りなく整地のみで、周囲はコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内に雨水樹を設置し、既設北側道路側溝へ放流します。

<15番案件>は、員弁町笠田新田地内の畠です。農地区分は、員弁庁舎が300m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、使用借人である笠田新田の[REDACTED]が[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、267m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみを行います。周囲は、コンクリートブロックで仕切り、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、室内で集水し、北側の既設側溝へ放流します。

<16番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、使用借人である石榑東の[REDACTED]が、[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、337m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみを行います。周囲は、コンクリートブロックで仕切り、南側は既設の擁壁を利用し土砂及び雨水の流出を防止します。

	<p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、宅内で集水し、東側の既設側溝へ放流します。</p>
	<p>以上 5 条所有権移転 5 件、使用貸借 4 件の計 9 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましては、12月1日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」5 件、議案第 71 号「同法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」4 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
中村正治委員	<p>太陽光発電への申請地を現地確認をしましたが、太陽光業者が荒れている農地を買い漁っている感じがあり、例えば高齢で耕作できない、管理ができない農地は、太陽光業者に売るしかないのでしょうか。そして、業者がそういった農地を色々買うことにより、太陽光施設ばかりになっていく懸念があります。でも、その周りの農地も荒地になっていくので、その一帯をほ場整備して農地を大きくすれば、新しく担い手や買い手も出てくるのではないかと思います。ただ申請が出て、適合しているから転用許可ではなく、何か早く施策を取ったほうが良いのではないかと思う。</p>
事務局	<p>懸念される気持ちはよく分かります。我々も、農地法の範囲内で精査しておりますが、太陽光事業をしようとして、国や県のガイドラインや他法令があり、それらに沿って様々な条件をクリアしないといけなければなりません。今は、それらで規制がかかっている状態です。</p>
議長	<p>他には無いようですので、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第 8)	<p>議長</p> <p>続きまして、議案第 72 号「非農地証明願い承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 8 議案第 72 号</p> <p>非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和 5 年 12 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 4 件、6 筆、1,087 m² です。</p> <p><44 番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の台帳地目、田畠です。</p> <p>願出者は員弁町笠田新田の [REDACTED] で、平成 10 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><45 番案件>は、大安町石榑東地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は大安町石榑東の [REDACTED] で、平成 4 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><46 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願出者は大安町石榑東の [REDACTED] で、昭和 47 年から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p><47 番案件>の申請地は、藤原町下相場地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は桑名市の [REDACTED] で、昭和 20 年代から宅地として利用し、現在に至っております。</p>

	<p>以上 4 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	<p>議長 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第 72 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
5 その他	<p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。 次回は、1 月 5 日午前 9 時から現地調査、1 番議席多湖文貴委員と 2 番伊藤幸子委員は出席をお願いします。 次回委員会は、1 月 10 日です。場所は、議会棟 2 階第 1 委員会室となります。よろしくお願ひします。</p>
6 閉会の宣言	<p>議長 それでは、これをもちまして第 13 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。</p>
【午前 9 時 50 分閉会】	

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事錄署名者

議事錄署名者